限る。）に選任する旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者を確保する事業をいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業を行う者が選任する旅行業務取扱管理者についての旅行業法施行規則第二十条の規定の適用については、「次の各号に掲げるとおり」とあるのは「観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したもの」と、「それぞれ当該各号に定める試験科目」とあるのは「国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目のうち、宿泊約款に関する知識、観光庁長官が告示で定める運送約款に関する知識の一部及び国内旅行実務」とする。 2　前項の規定の適用を受けている旅行業務取扱管理者であって、旅行業法第十一条の三の規定による国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者についての旅行業法施行規則第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第八号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第一号様式」と、同条第二項中「第九号様式」とあるのは「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第二号様式」とする。 第一号様式　（略） 第二号様式　（略）	計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業を行う者が選任する旅行業務取扱管理者についての旅行業法施行規則第二十条の規定の適用については、「次の各号に掲げるとおり」とあるのは「観光庁長官が実施する国内旅行実務に係る研修の課程を修了したもの」と、「それぞれ当該各号に定める試験科目」とあるのは「国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目のうち、宿泊約款に関する知識、観光庁長官が告示で定める運送約款に関する知識の一部及び国内旅行実務」とする。 2　前項の規定の適用を受けている旅行業務取扱管理者であって、旅行業法第十一条の三の規定による国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者についての旅行業法施行規則第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第七号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第一号様式」と、同条第二項中「第八号様式」とあるのは「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第二号様式」とする。 第一号様式（第二条関係）　（略） 第二号様式（第二条関係）　（略）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○法務省令第四号

少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二十四条第三項第三号及び第六十一条並びに少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第二十五条及び第四十二条第二項の規定に基づき、少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月一日　　法務大臣　古川　禎久

少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令

（少年院法施行規則の一部改正）

第一条　少年院法施行規則（平成二十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第十六条**　法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一～四　略］ 五　成年に達した者について、自らの責任に基づき自律的に社会生活を営むために必要な自覚が欠如し、又は必要な知識及び行動様式が身に付いていないこと。 （自弁の物品の使用等） **第三十七条**　［略］ 2　在院者には、法第六十一条第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合、法第三十九条の規定により矯正教育を少年院の外の適当な場所で行う場合、院外委嘱指導を受けさせる場合、法第四十四条第二項の規定により同条第一項の支援を少年院の外の適当な場所で行う場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。 ［3～7　略］	（法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第十六条**　法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一～四　同上］ ［号を加える。］ （自弁の物品の使用等） **第三十七条**　［同上］ 2　在院者には、法第六十一条第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合、法第三十九条の規定により矯正教育を少年院の外の適当な場所で行う場合、院外委嘱指導を受けさせる場合及び法第四十四条第二項の規定により同条第一項の支援を少年院の外の適当な場所で行う場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。 ［3～7　同上］